

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物及びWCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1／2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	<u>標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合</u> に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	<u>当初契約数量の8割に満たない場合</u> に交付対象外（H24～）
麦・大豆	<u>基準単収値の2分の1に満たない場合</u> に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	<u>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合</u> に交付対象外  捨てづくりを防止する観点から、 令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 基準単収※の1／2に満たない場合、交付金を支払わない。

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定